

令和 6 年度第 1 回福井県障がい者施策推進協議会
令和 6 年度第 1 回福井県自立支援協議会 **議事概要**

日　　時　　令和 7 年 3 月 1 7 日（月） 1 3 時 3 0 分～ 1 5 時 3 0 分
開催場所　福井県庁　2 階中会議室
出席委員　名簿のとおり
配布資料　別添のとおり

1　開　会

2　議　事

第 7 次福井県障がい者福祉計画の令和 6 年度の進捗状況及び令和 7 年度の主な取組み
--

事務局が、資料に沿って概要を説明。

（委　員）

- ・不登校が増えている。これらの子どもたちが引きこもりになったり、こころの病気になったりするのでは。

（事務局）

- ・背景にこころの病気をお持ちの方も、そうでもない方もいらっしゃるが、学校では、特別支援学級と連携しながら支援を行っており、また、フリースペースの設置や全市町への（発達障がい者）サポーターの配置を進めるといった支援を行っている。

（委　員）

- ・県民への共生社会のアピールに、テレビやラジオは活用しているか。

（事務局）

- ・今年度は、ヘルプマークの活用・普及のための CM を作成し、県のテレビ広報番組で放送した。また、YouTube でも配信している。

障害者就業・生活支援センターの増設

事務局が、資料に沿って概要を説明。

(委 員)

- ・センターが、全ての事業所を掌握し、その要所をきちんと捉えているか疑問である。

(事務局)

- ・センターの数は、障がい保健福祉圏域に1つが望ましいとされており、福井県で望まれるセンターの数は4つである中、現在は嶺北全域を1つのセンターが担っており、委員御指摘のとおり完全な掌握は困難。そのため、丹南圏域にセンターを増設することになった。

(委 員)

- ・頑張してほしい。

(委 員)

- ・センター増設後、全体の相談件数は現在より増えると思うが、見込みがあれば。

(事務局)

- ・県としては、センターを増設することにより、全体の相談件数が増えることを望んでいる。
- ・公募・指定の際に、事業者としっかり話をしていきたい。

福井県自立支援協議会各部会の取組み

事務局が、資料に沿って概要を説明。

(委員)

- ・来年度の予算に、外国人材の受入れに関する助成はあるか。

(事務局)

- ・来年度はない。事業者を訪問した際、しっかりと障がい福祉に関して学び、即戦力として働いてもらうための教育の支援を望む声があったため、事業を見直した。

(委員)

- ・外国人材について、人数の目標はあるのか。
- ・まずは人材の県外流出を防ぎ、やり切ってから外国人材の確保に取り組んだほうが、お金もかからず有効ではないか。

(事務局)

- ・年間 10～15 名の外国人材の確保を目標としている。
- ・高校生と障がい福祉事業所の若手職員との意見交換や、大学生に実際に障がい福祉事業所の生の姿を見てもらう有償インターンシップを実施するなどことで福井に留まってもらう施策を外国人材受入れの施策と並行して行っている。

(委員)

- ・就労選択支援について、例えば県として、圏域に必ず一つ置くという目標または要望はあるか。特別支援学校やこれから就労しなければならない人たちからすると重要な事業であるが、人員配置のハードルが高く、奥越圏域などでは手を上げられないという事業所が多い。人員配置のハードルが高い圏域では基準を緩くするような福井県独自の施策などは検討できないか。

(事務局)

- ・昨年 8 月に、事業者に対し参入希望調査を行い、調査結果は各市町にも共有している。
- ・近くに事業者がないという意見は各自立支援協議会でも聞いている。ただ、国の基準がある中で、県独自で要件を緩和することは困難。

(委員)

- ・強度行動障がいについて、少し説明をしてほしい。

(事務局)

- ・強度行動障がい児は、知的障がいを持ち、自閉が強い本人の状態を表すもので、行動関連項目 32 点中、20 点以上のこどものことである。学校などでじっと座っていられないこどもが必ずしも強度行動障がい児であるというわけではない。

(委 員)

- ・県内で、外国人材は何人ぐらいが働いているのか。

(事務局)

- ・福井県の障がい福祉事業所では、現在 40～50 人が働いている。なお、高齢者施設では、400～500 人が働いている。

その他

(委 員)

- ・強度行動障がいに関して、県は強度行動障がい者を施設に預けるのではなく、事業所等を使いながら地域で生活できるようにすることを目指しているのか。

(事務局)

- ・強度行動障がい児者は行動に濃淡があり、悪化すると自傷行為や他害行為等を行うため、状態を落ち着かせることが大切。また、支援現場では課題となる行動が頻発するような状態になると目の前の対応に追われ、支援者が疲弊してしまう。
- ・そのため、部会で決めたことが2つあり、ひとつは人材育成。現在県内の支援者は、今年度4人を要請したが、県域をカバーすることは難しいため、国の研修に加え、県独自が定める同程度の研修を受講し、さらに、プレゼンやレポートを書かせることによって、人材を養成していく。もうひとつはネットワークの構築。法人の枠を越えた現場の支援者向けの事例検討会等を開催し、支援者の質の向上を図るだけでなく、横のつながりを強化し、孤立しないネットワークを構築していく。
- ・最終的には、圏域内で寄り添いながら支援できる状況を形成し、状態が悪くなれば一時的に支援体制が整っている事業所での受入れや利用している事業所に対する環境調整等を目的とした専門人材の派遣を行い、障がい児者が落ち着いたら自宅や地域で利用する事業所へ戻る。こういった流れを作っていくことで、事業所の定員枠は空いているが人手が足りない・支援を受け入れる余裕がない等のため、受入れが出来ないといった場合であっても、追加で受入れができるようにしていきたい。

(委 員)

- ・こどもたちの中で、例えばダイバーシティに関する理解は進んでいるが、障がいに関する理解は進んでいない印象がある。学校の現場や家庭教育の中で、こういった取り組みが望まれるのか。

(事務局)

- ・県民理解の促進としては、出前講座を実施しているが、それ以外の方法について模索中。PTA連合会などと連携して進められることがあればと思うので、改めて御相談させていただきたい。

(委 員)

- ・人権啓発活動について教えていただきたい。
眼科医から見た視覚障がい者は、障害者手帳を所持している視覚障がい者の10倍はいるという。目が見えないことを隠すため、見えるふりをして無理して歩いている。もっと啓発活動が必要である。

(事務局)

- ・県としてどのような活動が必要か、できることを考えていきたい。

3 閉 会